



企業再生・ゴルフ場再生のプロ達が語る（第2部） ゴルフ場関係者は、100年に1度の 経済危機をどう乗り切るべきか（対談）

にしむらくにひこ
講師 西村國彦 氏
さくら共同法律事務所
シニア パートナー
弁護士

くりはしたかよし
栗橋孝芳 氏
元 整理回収機構（RCC）
東京特別回収部・企業再生部 勤務
現 さくら共同法律事務所アドバイザリースタッフ

日時 平成21年5月25日（月）午後1時30分～午後4時30分

昨年4月開催の、「西村國彦弁護士による「ゴルフ場再生を巡る会社更生と民事再生」というセミナーは多くの受講者を集めました。一方、預託金という会員問題と金融問題が絡んだ問題について、西村弁護士とは違う角度から果敢に立ち向かっていたのが、RCC当時の栗橋氏でした。立場の異なる両者間で何度も火花が散ったのは当然の成り行きでしたが、意外にも二人の目差しものは、プレー権確保という共通のものでした。その後栗橋氏はRCCの企業再生部で中小企業の事業再生も経験し、その道のスペシャリストになりました。そして今、「100年に1度」と言われる経済危機には、前回のバブル崩壊時の再生手法をもう一度点検して見直す必要があるのではないか。良いものは採用し、機能しなかったものは改良もしくは新たに開発して、変化している時代にふさわしい再生方法を考える時期に来ているのではないか、というのが昨年末から一緒に仕事をしている二人の共通認識です。そこでまず第1部（4月10日開催）では栗橋氏が、RCCでの再生実施事例も参考にしながら、窮地に陥った企業の事業再生の仕組みと私的な再生における実務上のポイントについて、話します。もちろん、自身も勤務経験のある金融機関側の事情も踏まえた解説をします。

この第2部では、西村弁護士と栗橋氏が、対談形式で、今回の経済危機を企業・金融機関・ゴルフ場のそれぞれがどう乗り越えていくべきかを討論します。

I. バブル崩壊期のゴルフ場再生を総括する

- 1) 法律家の頭には通常の倒産処理しかないが、プレー権保護の保証は無かった。
- 2) 新理論の登場とRCCの賭け
- 3) 会社更生法の見直しと和議法から民事再生法へ
- 4) 外資の役割と功罪
- 5) プレー権は守られたけれど・・・

II. これからゴルフ場再生と事業再生

- 1) 100年に1度の危機と言われるが、現状はどうなっているか
- 2) スポンサーがおかしい。いくつかの具体例
- 3) サブプライム問題以降からのゴルフ場再生と事業再生
- 4) 再生のキーワードはなにか

【講師紹介】西村國彦氏：76年東京弁護士会登録。96年日本ゴルフ関連団体協議会・会員権問題研究会専門部会委員、97年通産省・会員権問題研究委員会委員、04年日本ゴルフ学会常務理事（国際交流担当委員長）就任、05年日本ゴルフ学会・学会賞受賞。79年よりさくら共同法律事務所パートナー。会社更生・民事再生を含む事件多数取扱。バブル経済の破綻から生ずるゴルフ場における諸問題について、ゴルフ場預託金問題の研究成果である「新理論」による解決を提言。会員とゴルフ場を守る為の諸活動に注力。バブル崩壊後の全国各地のゴルフ場再生に、NPOや中間法人などの導入を提言。近時、ゴルフプレーのみならず世界のゴルフコースを研究。ゴルフジャーナリストの肩書も持つ。【著書・論文】「銀行取引手続・書式集」（共同執筆 79年・新実業出版社）、「ゴルフ場再生への提言」（99年・八潮出版社）、「賢いゴルフ場 賢いゴルファーのための法戦略」（03年・現代人文社）、「平成ゴルファーの事件簿」（03年・現代人文社）、「ゴルフ場の法律に強くなる！」（07年・ゴルフダイジェスト社）他多数。「月刊ゴルフ場セミナー」（ゴルフダイジェスト社）他にても記事連載中。栗橋孝芳氏：78年北海道銀行入行。89年より3年間、社団法人北方圏センター（北海道庁企画調整部）出向。98年住宅金融債権管理機構出向。2000年末銀行退職の上、01年株式会社整理回収機構（RCC）入社。05年まで東京特別回収部にて旧住専・長銀日債銀のほか著名ゴルフ場案件に棘腕を振るう。05年から08年RCC企業再生部にて地方中小企業の事業再生を経験。08年3月RCC退職。08年12月よりさくら共同法律事務所アドバイザリースタッフ。

当社は、第二東京弁護士会継続研修団体として認定を受けております。
このセミナーを受講すると、外部研修として3単位が認められます。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-10-8-4F
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005
E-mail kenkyu@mb.infoweb.ne.jp

■後援 金融財務研究会